

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもの利用料(保育料)が無償化されます。

※ 0歳から2歳までについては、住民税非課税世帯に限り、無償化の対象となります。

▶ 食材料費(給食費)、行事参加費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用している方

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子どもの利用料(保育料)が無償化されます。

■ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(年度途中で満6歳になっても、その年度の3月まで無償化の対象です。)

■ ただし、幼稚園と認定こども園の教育部分(1号認定)については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化の対象となります。

⇒ 年度途中で3歳になった場合、

保育認定(2号認定)の場合は、満3歳となった次の4月1日(次年度)から無償化。

教育認定(1号認定)の場合は、満3歳となった時点(年度途中)から無償化。

<注意>

食材料費(給食費)、行事参加費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者のご負担となります。

※ 食材料費(給食費)のうち、おかずやおやつなどの副食費については、世帯の所得階層などによって免除となる場合があります。

また、保育認定(2号認定)の場合、おかずやおやつなどの副食費の負担の方法が変更になります。

⇒ 詳細は裏面をご覧ください。

0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料(保育料)が無償化されます。

■ 現行の潮来市多子軽減の制度を継続し、小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウントし、0歳から2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります。

幼稚園や認定こども園(教育部分)の預かり保育を利用している方

教育認定(1号認定)の場合、市から「保育の必要性の認定」を受けた方は、幼稚園や認定こども園の教育部分の利用に加えて、1日450円まで(利用日数に応じて最大月額11,300円まで)の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

利用施設に利用料を支払ったあと、市へ請求書類を提出することで支払った利用料金の還付を受けることができます。

■ 無償化の対象となるためには、市に認定申請書を提出し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」には、保護者の就労等の要件がありますので、詳細は潮来市子育て支援課までお問合せください。

■ 預かり保育は、満3歳になった後の4月1日から無償化の対象です。

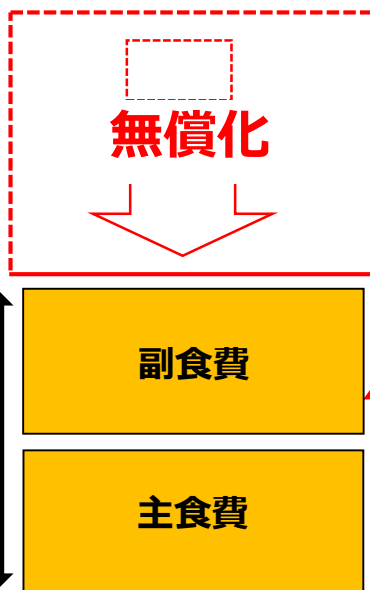
ただし、住民税非課税世帯の場合は、満3歳になった日からその年度の3月まで、利用日数に応じて最大月額16,300円まで無償化の対象となります。

幼児教育・保育の無償化に伴う 食材料費(給食費)の取扱いについて

保育所や認定こども園の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所や認定こども園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

～これまで～

～無償化後(2019年10月以降)～



利用料(保育料)が無償化されます。
※副食費を除く

食材料費(給食費)は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

- 現在、2号認定(3～5歳児)の食材料費(給食費)は、
 - ・ 主食(お米など)分については、直接、保育所や認定こども園にお支払い
 - ・ 副食(おかずやおやつ)分については、利用料(保育料)の一部としてお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、食材料費(給食費)については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。
- 令和元年10月以降は、**主食分と副食分の食材料費(給食費)を合わせた額を、保育所や認定こども園にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。**
(ただし、世帯の所得階層などによっては副食費が免除になる場合があります。)
- **食材料費(給食費)の金額は、施設ごとに異なります。**
※ 3号認定(0～2歳児)の方は、現在の取扱いから変更ありません。

問い合わせ先: 潮来市役所 市民福祉部 子育て支援課
TEL: 0299-63-1111(内線386)